

新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

新潟県健康増進法施行細則（平成15年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>（申請書の経由）</u></p> <p><u>第5条 法第26条第2項の規定により知事に提出する申請書は、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。